

第四部 防災基本計画

1. 基本的な考え方

2012年3月に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表された。その内容は、最大震度が7、最大津波高が34.4mという極めて厳しいものであったが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則とした取り組みを進めてきた。

「あきらめる」ことからは何も生まれない。それよりも、過去幾度となく繰り返された南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の経験に学び、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任である。

「あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。」を共有の言葉とし、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって各施策に取り組んでいく。

(参考：黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方)

また、南海トラフ地震・津波以外の一般災害に関しても、黒潮町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、県と共に、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきた。しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失うことも起こり得る。

そこで、町においては、自然災害の防備に対しては、自然的な立地条件などに基づく科学的な対策並びに社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ住民の命を守るための対策を最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

(参考：黒潮町地域防災計画)

2. 重点を置くべき事項

(1) 南海トラフ地震・津波対策

南海トラフ地震・津波対策を進めるにあたっては、命を守る⇒命をつなぐ⇒応急期⇒復旧・復興それぞれの段階で取り組みを進める。その際、いずれの段階においても、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じていく。

地震から命を守るための備えは、まず住宅の耐震化、家具転倒防止対策が命を守る施策の根幹となる。住宅そのものの耐震化は、耐震診断の無料化、耐震設計、耐震改修への上乗せ補助により著しい進捗がみられた。今後は、現在の住民負担を維持できるよう国の制度を活用した住宅の耐震化を推進するとともに、さらなる耐震化率の向上に向け、耐震化をためらう理由の分析、新たな対策の検討を進める。屋内の家具転倒防止対策に関しても、地域内での協議を通じて課題の抽出を行い、必要な対策を講じていく。

津波から命を守るための備えは、これまで進めてきた避難路の整備や避難タワーの設置により避難困難地域が理論上解消できていると考えている。今後は、地域ごとの災害特性（到達時間や津波の高さ、浸水予想範囲など）に応じた対策を検討していく必要がある。南海トラフ地震・津波災害は、広範囲への被害が想定されており行政単独での対応には限界がある。それぞれの地域で命を守るためにどういった行動が必要か、地域の中で課題を共有し、検証を重ねていくことが重要である。地区防災計画の策定を通じて、地域の議論を促していく。自力での避難が困難な住民への支援には地域の協力が不可欠である。地域で行われる議論の中であわせて問題提起していく。また、津波浸水区域に所在する福祉施設については高台への移転も視野に入れ施設管理者と協議を進める。また、地震・津波から命を守る上で重要な要素となる情報の伝達に関し、本町が独自に整備を進めてきた情報通信インフラ、通信ネットワーク環境を最大限活用した効果的・効率的な実施に努めていく。命を守る上では、特に発災から72時間の対策が重要であり、迅速な情報収集・発信が住民をはじめとする災害関係者間において行われることが望ましい。これまで、防災知識の提供や災害の観測と予測、災害発生時の警報や復旧に向けた被災者への情報発信等に取り組んできている。引き続き、情報の精度と職員の運用能力の向上に努め、地震・津波による犠牲者ゼロを目指す。

命をつなぐための備えとして、迅速な応急活動や医療救護活動を行うための体制整備を進める。早期の道路啓開に向けた町内の建設会社との連携、県の道路啓開計画との調整など、被災直後の迅速なルートの確保に向けた検討を開始する。地域においても、避難所の耐震化、備蓄倉庫への備蓄品整備を進めるとともに、地域住民による自主的な避難所運営が行えるよう避難所ごとの運営マニュアルを策定する。また、避難所において、地震・津波等による傷病者への医療救護活動が確保されるよう、既に協定を結んでいる医療機関との連携訓練の実施や必要な医療救護所への医薬品の整備に取り組む。

復旧・復興への備えとして、平時のうちから地域住民との協働による復興の基本的な方針を検討し、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作ることで、被災地域の特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりへとつなげていく。

以上の取組に加え、地震・津波への備えとして、平成29年11月1日から運用が開

始された「南海トラフ地震に関連する情報」への対応を新たに検討していく。これまで、地震は突発的に発生するという前提で対策を進めてきたが、発生の前兆により対応できるとすれば、避難行動要支援者、要援護者等の事前避難が可能となる。今後この情報を地震・津波対策への有意な情報としてどのように活用、運用していくか黒潮町内のモデル地区でのワークショップ等により掘り下げていく。浸水エリアにある地区では、改めてどのような避難行動をとることが可能か把握するため戸別避難カルテの更新等による基礎情報の整理を進める。

(2) 一般災害対策

近年頻発している記録的な集中豪雨等は、大規模な土石流や深層崩壊などこれまでの常識を超えた災害を引き起こしている。高知県下でも、平成26年8月の豪雨・土砂災害が甚大な被害を及ぼしたことは記憶に新しい。

本町においてもこうした現象に対応すべく、土砂災害警戒区域の該当地区においては、土砂災害への対策を地区防災計画の項目として位置づけ、地域ごとに対策を検討していく。避難行動に対する統一的な行動規範のない土砂災害では、それぞれの地区の地域特性により取るべき行動も変化する。住民が自分たちの地域特性を理解し、起こりうる災害に対する認識の共有を図ることで、自助、共助を基本とする土砂災害対策を講じていく。また、学校教育との連携により、地域の中での子どもたちの位置づけ、役割についても協議検討を進める。

(3) 総合的対策

町全体の防災力の向上を図るためには、町をはじめとする公的機関が災害発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取組を進めるだけでなく、地域住民が自らの生命を守る取組や地域内で支え合う取組を進めることが重要である。黒潮町防災は、自助、共助、公助それぞれが機能し合い、互いに連携することで構築される。

今後、町をはじめとする公的機関においては、国、県や各防災関係機関との連携強化を図りながら、黒潮町地域防災計画に基づく防災体制を構築していく。また、地区の住民が中心となって防災訓練に取り組むことで、自助、共助による防災のあり方を目指していく。

防災にかかる重点事項全てで関わりを持つ地域の消防団は重要な存在であり、平時から地域の担い手とならなければならない。しかし、近年の少子高齢化により消防団員の確保、消防団の維持が課題となっている。対策について消防団と協議しながら団員の確保に努め、地区防災の中心としての役割を担ううえで消防団員についてもそれぞれの地区での協議に参加するよう地域担当制の導入を図る。

1. 南海トラフ地震・津波対策

(1) 命を守る取り組み

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、避難路の整備や緊急避難場所の確保等、迅速に避難するための整備、津波の発生を伝える情報伝達手段の構築を進める。また、あらゆる避難方法に関する対応を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

安全な住宅地の創生については、地域住民の合意形成や町の財政負担等に対する課題が解消されるまでは、国の防災集団移転促進事業の活用は困難と判断し、他の制度による住宅地の整備を模索する。また、社会福祉施設等における防災対策として、避難行動要支援者、要援護者の入所する施設に対して施設管理者へ施設・設備の安全確保対策の実施を促すとともに、町としても必要に応じて支援、協力を行う。

現在進めている地区防災計画の取組みを継続し、災害における課題について解消できるよう協議を促す。また、今後は地区の話し合いの場への子どもの参画、学校の防災教育への地区からの出前授業等により地区と学校教育との相互連携を図りながら、防災が日常にある防災文化の創造を目指す。

	目標（H34）	実績（H29）
木造住宅耐震化戸数	1,000戸	347戸
ブロック塀の安全対策実施数	200箇所	72箇所
家具転倒防止対策実施数	450件	130件

① 耐震事業

地震への対応については、地震直後の強い揺れによる建物、ブロックの倒壊、家具等の転倒から身を守るため、今後も木造住宅耐震事業、ブロック塀対策補助事業、家具転倒防止対策補助事業の利用促進に努める。木造耐震住宅等堅調に申請が伸びている現状であるが、昭和56年以前に建築された住宅の状況を申請状況によって再整理し、ピンポイントで耐震化を図っていく。

緊急輸送道路として指定された国道56号沿道の建築物のうち、倒壊により路線を閉塞してしまう可能性のある建物については、高知県が診断までを義務付けており、最終的には耐震改修まで進めるよう支援を行う。また、南海トラフ地震等の大規模災害時における避難所の確保のため、協定を締結している民間の宿泊施設の耐

震化について早期の実施を図る。

② 避難道等整備事業

避難路の整備や津波避難タワーの建設など命を守るための避難空間の整備が概ね完成し、町民の意識も「避難をあきらめる」から「避難すれば助かる」という意識に変化している。今後も、残る避難道等の整備について平成30年度での完了を目指し取り組みを進める。

③ 防災施設改修、維持補修

整備された津波避難タワーや避難路等の管理台帳を作成するとともに、利用地区の自主防災組織と改修、維持管理のあり方に関して協議を進める。日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応となるが、それら以外の建造物の改修、補修等については町での対応となる。費用が単年に集中することのないよう管理台帳を活用しながら計画的に予算化していく。

④ 地区防災計画策定

引き続き、防災地域担当職員制度による町と地域住民とが協働した実践的な対策を推進する。各地区での防災に関する取組では、町と京都大学防災研究所とが連携してコーディネートする役割を担い、自主防災組織を単位とした地区防災計画の策定を支援する。住宅耐震、家具固定、整備された避難空間へどのように避難するか等、地区の特性、脆弱性を話し合う中で地区毎の計画を組み立てていく。地区防災計画は、計画書の策定だけが目的ではなく、その策定過程を通じて地区住民が地区の防災について認識を深めていくことが重要である。そうした観点から地区住民の共通認識の発展、深化させていくよう議論の成果を地区防災計画書として取りまとめる。その内容について評価できるよう指標を設定し検証する。検証の結果、評価の低い地区に対しては、防災への取り組みの底上げが図れるよう、評価の高い地区の取り組みを参考として改善に向けて支援強化して行く。

⑤ 他の部局との連携

災害を自分のこととしてとらえ、地震や津波に対する正しい知識と行動力を町民一人ひとりが身につける為の防災教育・学習を推進する。そのためには、現在学校教育で進めている黒潮町防災教育プログラムの取り組みを家庭や地域に広げることが重要である。相互が理解を深められ相乗効果が得られるよう、地域の会や催しにおいて、子どもたちが防災教育で学んだことや感じたことを発表する場を設けることや、学校の授業に地域の方が参加して地域の防災に関する出前講座の実施を検討する。学校で取り組む防災教育のみならず、地域や様々な主体の参画を得て防災

教育・学習を進める。社会福祉施設管理者による各施設の防災対策の状況について、ハード、ソフトの両面から実態を把握するとともに、必要に応じて対策の強化を促す。また、町の防災部局と福祉部局とが連携し、各施設における避難計画の作成を促し、長期的な避難を想定した町内施設間の連携、介護職員の応援派遣等の体制構築を推進する。さらに、津波による浸水の恐れのある地域に所在する施設の高台移転について、必要に応じて支援・協力していく。

⑥ ICT防災減災対策

これまで、町が運営するFTTH通信設備を基盤として、民間事業者通信回線網、他自治体FTTH通信設備、携帯・衛星通信キャリア回線との回線接続と冗長化を行ってきた。さらに、これらの資源を利活用した、告知放送、臨時災害FM局、公共Wi-Fi、複数のインターネット接続環境による災害情報の提供にも取り組んでいる。また、本庁舎の電源対策や配線類のスマート化による防災拠点化、災害時を考慮した職員端末の操作性の向上も計画的に実施してきた。

これらの仕組みは、緊急情報の発信から被害状況の把握や安否の確認などの情報収集まで、全ての災害フェイズに関わるものである。今後、これらの仕組みを運用するにあたって、運用ルールの周知徹底、職員のスキル向上、仕組みの分析、機能維持管理、設備拡張更新更改の5つを要件定義し、取組を進めていく。当面は、保有する資源の仕組みを分析し、適切に運用がなされるためのルール化やマニュアル化を行うことで担当職員の習熟度向上を図る。この過程を通じて、予めシステムや運用上の脆弱性、クリティカルなリスクなどを整理し、災害発生時の情報通信インフラ、通信ネットワーク復旧に向けたロードマップを作成する。

⑦ 「南海トラフ地震に関連する情報」への取り組み

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の新しい防災対応を国は検討している。検討の参考とするための内閣府のモデル事業によって浜町、芝地区で開催されるワークショップのなかで出された意見により、不確実な情報に対してどのような行動をとるのか情報の有意な活用方法、課題を整理し、町としての対応方針を決めていく。また、国から出される「ガイドライン」をもとに、町としての「事前情報が出た際の行動計画」の策定に取り組む。情報は自力避難が困難な方の事前避難の判断として特に有効であるため、地区の状況把握として戸別津波避難カルテを活用していけるよう更新を図る。情報が出された後の行動に対する住民ニーズについても避難カルテへの追加項目を設けて把握して行き、事前避難等の要望に対応できるか情報発表時の避難施設利用についても関係機関と協議し確保に努める。

(2) 命をつなぐ取り組み

まず、迅速な災害対応には早期の道路啓開が必要である。国道等の幹線道路は高知県道路啓開計画に基づく対応が基本となっており、町内の建設会社も応急期にはその対応が優先される。町として、町道等の道路啓開作業への繋がりを検討しておく。

未耐震施設となっている避難所については耐震化を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、訓練検証することにより災害時の円滑な避難所運営を目指す。また、緊急避難場所や避難所において必要な資機材等整備を進め、環境を充実させていくことで避難者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。併せて、備蓄品、防災倉庫の整備についても対象者の意見を聞きながら、避難生活を想定した整備に努める。

また、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進める。応急対応能力を高めるため地震発生後の被害を想定した初動体制を確立するための訓練を実施する。

	目標 (H34)	実績 (H29)
防災拠点施設整備数	4箇所	1箇所

① 道路啓開計画検討

南海トラフ巨大地震発生後には、揺れや津波により各地で道路の寸断や断絶が発生し、負傷者の救助や救出、物資の輸送等に支障が出るのが想定される。高知県道路啓開計画では、防災拠点に至るルート of 早期復旧を優先する方向で計画の策定作業が進められている。町内の建設業者には県の啓開計画に沿った作業への対応が優先され、県道や町道等の啓開はその後の対応となる。しかし、町内各地の町道等においても多大な被害が想定され、被災直後の迅速な救出活動に移るためにもできるだけ早いルートの確保が必要になる。国、県の関係機関や町内建設業者との連携について、対応方針を時系列で整理した町道啓開計画の策定に向け検討を開始する。

② 避難所環境整備等

耐震化できていない町有施設や地区保有施設に関して、耐震診断を実施し、順次耐震工事を進める。耐震化された施設については、避難所として指定し地域防災計画に反映するとともに避難所運営マニュアルを作成する。作成後は、マニュアルを用いた訓練を実施し、地区住民を中心にマニュアルの検証、見直しを行う。また、県の補助事業を活用した環境整備（資機材購入、避難所整備）を行う。発災直後に一時的に避難する避難場所の環境整備に対しても地区による検討協議を促し、避難

所へ移動するまでの間を凌ぐための必要な環境、備品について地域防災対策総合補助金の活用等による整備を促進する。

③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

避難者が比較的多いとされる緊急避難場所については、地区と協議の上で備蓄倉庫を整備している。備蓄倉庫の設置に際しては該当地区と管理に関する覚書を結び、順次備蓄品の整備を進めているが、避難道、緊急避難場所の整備完了後には、順次備蓄倉庫への備蓄品整備完了を図っていく。

また、主要の避難所中心に食糧、飲料水、その他生活用品の整備を進めているが、備蓄品を更新する際のローリングの仕組みや全備蓄品を配備するための容積が不足している。そのため、包括的に管理できる仕組みを構築すると共に被災時における支援、救援物資の受け入れを含めたスペースの確保、施設整備を目指す。

食糧についても現在1万人の避難者に対する1日分の備蓄を整備しているが、今後は更に2日分の確保についても検討を始める。

④ 防災拠点施設を整備

災害時の地域における救援物資の受入、保管体制や救助、消火活動時の情報伝達の迅速化を図るための防災拠点施設の整備を進める。また、平時から拠点施設を活用した消防団、地域住民による自主防災活動を行うことで災害時の連携体制強化を図り、防災に強い地域づくりを目指す。

⑤ 医療救護活動体制の整備

町の策定する災害時医療救護計画に基づき、避難所において医療活動体制が確保できるよう進める。医療分野での連携協定団体との災害時の応援体制の確立に向け、医療チームのバックアップ体制に関する連携訓練を実施する。また、町の詳細な行動計画の策定や医薬品の充実を図る。

(3) 復旧から復興

大規模地震発生後の対処としては、被災後間もない応急期対策の段階から本格的な復旧計画を経て、各地区の個性、被災特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりを進めることとなる。したがって、復興を見据えた応急期、復旧期の対応を検討しておく必要がある。

大規模な被害が懸念される津波浸水地域では、発災前から地域の抱える自然災害リスクや地区の特性、課題に対して復興の方針や手法を住民自らが考えとともに、関係団体の理解と協力についての合意形成が求められる。

町としても発災前にでき得る対策を洗い出すとともに、今後進められる高規格道

路の計画の中に落としこめる内容などがあれば、国に対して要望、要請しながら復興を見据えた整備を進める。

発災後、復旧に向けて必要となる様々な機能について、それらを配置しようとする特定の公共用地・施設が競合する可能性が高いことから、あらかじめ機能ごとの必要面積の算定とその配置を事前に調整すべく平成28年度に応急期機能配置計画案を策定した。ただ、現在の計画案は町有地を中心として機能を配置しているため、応急仮設住宅用地については用地に不足が生じており、公有地の拡大を含む新たな用地確保について再検討が必要なものとなっている。また、配置についても機能面の考慮がなされていないことから、計画案を再度検証の上、必要に応じて修正していく。

復興計画はその後のまちづくりにつながるため、町の振興策との関連性をもたせながら取りまとめる。

	目標（H34）	実績（H29）
仮設住宅用地の確保面積	100,000 m ²	73,500 m ²

① 応急期機能配置計画再検証

応急期機能配置計画を改めて整理するには、応急期機能配置計画に基づく個別計画との整合や町の復興を見据えた調整が必要である。まずは、東北の復興先進地の取り組みについて、丁寧な聞き取り調査を行うなど発災直後から復興期に起こりうる様々な状況を短期・長期で整理することが重要である。その上で、短期的な機能については、現在の応急期機能配置計画に基づき各個別計画との整合を図り、具体的な計画へと落とし込みを図っていく。長期に及び可能性のある応急機能については、その後の復興計画に大きく影響を及ぼすことから応急期機能配置計画の見直しを含めた再検証を行う。現在の配置では、公有地の利用可能な用地を中心として配置しているため用地に不足が生じているが、様々な整備が進んできた現状における被災想定の見直しによる必要面積と、公有地の拡大を含めた全体的な供給面積の総量を把握する。また、応急仮設住宅用地については、高知県が中心となって広域調整が進められているが、町外での用地確保となれば結果的に人口流出につながる懸念がある。そこで、仮設住宅の整備に加え、山間地の空き家の活用や災害公営住宅の建設等様々な可能性を検討する。

② 事前整備

現在の国道56号線に代わり、浸水しない高さを確保した佐賀・大方道路が整備されることにより、災害時の円滑な救助活動や物資輸送が可能となる。また、本道路の事業化に伴い実施される周辺整備に関する今後の計画において、町として事前

に津波災害に備えた防災、まちづくりに寄与できる場所を選定し、国へ提言していく。

③ 事前復興計画への取り組み

被災後の迅速な復興のためには、平時のうちから地域住民との協働による復興に関する基本的な方針等を検討し、事前復興計画を取りまとめることが重要である。

実際の被害が事前復興計画で想定したものと同一規模になるとは限らないが、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作り、住民の安全確保と生活再建のバランスのとれたソフト・ハード両面への支援策について国や県と協議をしておくことで、より実効性の高い事前復興計画となる。事前復興計画の策定にあたっては、応急期機能配置計画と同様に、復興先進地である東北から経験に基づく課題や効果について聞き取り調査を行うなど、具体的に復旧・復興をイメージしながら、応急期との整合性のある事前復興計画となるよう取り組みを進める。

2. 一般災害対策

(1) 水防対策

近年、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨により大規模な水害が全国的に頻発している。本町は、ここ数年、人的被害や大きな物的被害を受けていないものの、気象的にも、地形的・地質的にも水害の発生しやすい条件下にある。

水害が発生した場合、人命確保及び財産の被害を最小限にするためには、迅速かつ的確な水防活動が重要であり、黒潮町水防計画を見直すとともに風水害や土砂災害に対する取組を進める。水防に対する配備体制、災害対策本部の役割を明確にするため、事象に対する時系列の動きについて整理し可視化する。

	目標（H34）	実績（H29）
土砂災害に対する地区防災計画策定数	7	0

① 土砂災害に対する取り組み

地すべりやがけ崩れ等のいわゆる土砂災害は、発生 の時間予測・場所特定が難しく、どの場所で危険が切迫しているか行政による把握や、避難に対する指示が困難な災害といえる。

平成30年度より取り組むモデル地区を選定してのワークショップにより、行政の情報を待つのではなく、地区住民全員による取り決め等による自主避難体制が確立できるよう協議を進める。ふるさと・キャリア教育等による土砂災害に対する地区の取り組みの紹介や、子どもたちが土砂災害等で地区の中でどのような役割を担うのか学校教育との連携により検討する。土砂災害対応について検討された内容をそれぞれの地区の特性に沿った地区防災計画へ組み込みを図り、土砂災害警戒区域にある全地区の地区防災計画の策定を目指す。

土砂災害対策としてのハード整備に関しては、危険箇所のがけ崩れ対策事業や治山事業等の事前対策について継続的に県へ要望していく。

ソフト対策としては、県の実施している土砂災害警戒区域の調査が平成29年度末に完了するため、町においてハザードマップを作成し、該当地区に戸別配布するなど、居住地の危険度の周知を図る。

② 風水害に対する取り組み

ここ数年、梅雨前線の影響による集中豪雨などで大規模な被害が各地で発生している。また、近年の台風は勢力が強く、大型化の傾向がある。こうした風水害への対応については、気候の推移や規模を見越した早めの行動や不測の事態に備えた体制整備が有効である。行政としての対応の抜けを防止するため、職員の優先すべき

行動をあらかじめ整理し、可視化しておくことで被害の最小化を図って行く。まずは、台風接近による災害配備に対してどのような体制によりどのタイミングで行動するか、職員が誰であっても災害時の対応ができる仕組みづくりやよう基準となるタイムラインを策定する。

3. 総合的対策

(1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

本町では、南海トラフ巨大地震に限らず様々な災害について国、県が策定する各種計画に沿って各種計画書の作成を進めている。国、県の計画の内容について、町としての必要性を判断し、反映、調整しながら黒潮町地域防災計画に基づいた防災体系を構築する。

黒潮町総合防災訓練は、住民の参加率の向上を目指すとともに、全町避難訓練後の地区別防災訓練がより住民主体となるようシフトしていく。また、職員防災訓練は南海トラフ巨大地震を最優先の課題とし、その都度訓練の目的を明確にしたうえで計画性を持って実施する。

また、黒潮町総合防災訓練実行委員会の中で防災関係機関の各々の災害時の初動の動きに対する計画内容を共有し、訓練によりその対応を検証することで、自主防災会や消防団などとの連携のあり方、被災情報や指揮命令の伝達システムの確保等、被災時の動きを確認しながら実効性の高い連携体制の確立を図る。

	目標 (H34)	実績 (H29)
黒潮町総合防災訓練参加率	45%	37%

① 各種計画の策定、更新

黒潮町では災害対策に関する様々な計画書の作成を進めている。町の防災に関する計画は黒潮町地域防災計画を中心として町の地域ごとの防災に関することを定めており、状況の変化に対応できるよう適宜内容を見直すこととしている。

黒潮町の防災については今後も黒潮町地域防災計画を核として進めていくこととなるため、内容を具体化するためにも多くの職員が理解することが重要であるが、内容が多岐にわたっており全体的な理解には至っていない。現在の黒潮町地域防災計画の中から町の動きとして不可欠で重要な部分を抜き出したダイジェスト版の作成、全職員への配布により黒潮町地域防災計画に対する理解度を高める。

今後、国、県の各種計画が変更、策定された場合は、その内容が町に必要、有効であるかを判断し、必要に応じて黒潮町地域防災計画に反映する。

各種個別計画についても、黒潮町地域防災計画の変更に応じて修正、策定することで総合的な防災体系の構築を図る。

② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練では、参加率を住民の防災意識の指標のひとつとしており、訓練への参加率が50%を超えるよう周知方法や訓練内容を見直していく。

また、総合防災訓練の中でも地区別で実施する防災訓練においては、地区の住民が中心となって訓練に取り組むことが、被災後に地区が主体となって活動していくために重要となる。地区防災計画は今後も地域担当職員を中心として構築していくが、訓練の実施は住民主体となるよう促していく。

職員防災訓練は南海トラフ巨大地震への対策、対応を重要かつ最優先の課題として取り組む。訓練前から各部局と情報共有を図り、訓練のコンセプトや目的を明確にした上で計画性、継続性を持って実施する。訓練等により災害時における状況に対応する法律がどのように影響するかを関係部署で洗い出し、法的解釈の整理を進める。また、法律より制限のかかる行為について大規模災害時の判断決定をどのようにするか事前に協議し確定をする。

③ 関係機関との連携

大規模災害の対応においては、町と防災関係機関が相互に連携を図り、防災体制を強化することが不可欠であり、黒潮町総合防災訓練時に組織する実行委員会での協議により災害時における関係機関の初動対応計画の共有化を図り、訓練により実行性を高め、災害に備えた応援要請、受入れの実施に関する協定の締結による体制づくりを進める。

また、防災関係機関との相互協力における業務遂行により、地区の自主防災会や消防団などと情報共有による連携を図れるよう、指揮命令の伝達が可能かどうか情報伝達手段の確認を行い、災害時に伝達系統が確保できるよう実効性の高い情報網、体制の整備を行う。

(2) 消防（団）力の充実、強化

黒潮町防災において縦串となる黒潮町消防団が、災害から黒潮町民の生命、身体及び財産を守るべく、より迅速かつ効果的に対応できるよう消防（団）力を充実、強化し、黒潮町の防災力を高める。

今後更なる高齢化の進展により要配慮者等の支援を必要とする者の増加が見込まれることを踏まえると、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に対応するためには、地域の中で独立した指揮命令系統を有する実働部隊である消防団の役割はより一層重要となってくる。

災害対策においては、消火栓などの現地施設や資機材の整備と併せ、平時から消防団と消防署が連携をとりながら防災力を高めることが重要である。火災、地震、津波、風水害等あらゆる防災の中核であり、地域のコミュニティにおいても中心となって活動する消防団は、地区防災計画の策定、見直しの中でもその経験に基づいた意見を反映していくことが重要である。

	目標（H34）	実績（H29）
消防団備品配備数（エンジンカッター）	3	0

① 消防団充実強化

黒潮町消防団では、各種訓練により消火活動等の能力向上を図っているが、現場経験が少なく、即応力の維持・向上が課題となっている。平成29年度より3カ年計画として黒潮町消防団充実強化計画に基づき火災に特化した訓練や情報伝達訓練を実施する。訓練を通じて個人能力の向上、組織体制の強化を図る。

また、黒潮町総合防災訓練での訓練内容の決定や地区防災計画の策定など、地域活動のあらゆる場面で消防団が参画していくことで地域担当職員、自主防災組織、地域住民が一体となった災害に強い地域づくりを目指す。

消防施設、資機材については、火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう消防水利の整備を進める。整備にあたっては地域の要望、消防署の意見等を総合的に判断の上、緊急性、有効性の高い箇所から順次設置する。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、住民の生命を守り現場での救助能力を高める資機材や消防団員自身の安全を守るための装備を各分団に順次配備していく。